

# 老人施設で6人死亡

鹿児島・鹿屋 1カ月で 県が調査

鹿児島県鹿屋市の住宅型  
有料老人ホームで、11月中  
旬までの約1カ月間に入居

者6人が死亡していたこと  
が21日、県への取材で分か  
った。そのうち4人は11月  
上旬の3日間のうちに相次  
いで死亡しており、県と鹿  
屋市は施設に立ち入るなど  
して原因を調べている。

県や市などによる、こ  
の施設は2012年に開設  
され、高齢者約40人が入居  
していた。今年8月から9  
月にかけて介護職員8人全  
員が退職し、系列の病院か  
ら看護師が訪問看護をして

いた。死亡した6人はいずれ  
も寝たきりで、点滴で栄  
養を補給されていたとい

う。県は施設の運営が適切

だったか調べるため、16日  
に老人福祉法に基づいて立  
ち入り検査をした。  
県はその結果や入居者の  
死因などについて明らかに  
していない。県は「必要が  
あれば業務改善命令などを  
検討する」としている。

(大崎浩義)

## 軽介護 109自治体運営難

### 大手撤退 サービス低下懸念

市区町村が手掛ける整度  
者向け介護サービスが、約  
100の自治体で運営難に  
なっていることが共同通信  
の調べで分かった。地元介  
護事業者のスタッフ不足に  
加え、これまで請け負って  
きた大手の撤退が追い打ち  
をかけ、訪問介護の回数が  
減るなどの影響が出てい  
る。厚生労働省はサービス  
の低下を懸念し、実態把握  
に乗り出した。

7段階ある要介護度のうち、  
軽度の「要支援」、2を対象にした訪問介護と通所  
介護(デイサービス)は国の  
介護保険制度から移行し、

市区町村の事業に移行  
事業となつた。自治体では、  
住民が助け合うボランティ  
アの仕組みをつくる一方、  
入浴の手助けや身体機能の  
回復訓練といったサービス  
のほか、認知症の利用者の  
ケアには専門事業者の確保  
が不可欠になつていて。サ  
ービスの種類によっては自  
治体の財政事情で報酬が移  
行前より安く、撤退が相次  
ぐ要因になつていて。

共同通信は昨年6~9  
月、全国自治体に軽度介護  
サービスについてアンケート  
をとしたところ、約300の自  
治体が担い手不足などで運  
営事業者の人手不足などと  
大手の撤退、24の自治体は地  
元事業者の人手不足などと  
のうち15の自治体は地  
元事業者の人手不足などと  
大手の撤退だけを理由に挙  
げた。報酬の安さを補うた  
め、国からの支援を受けて  
移行前と同じ水準にするサ  
ービスも設けたが、効果は  
乏しい。「大手と埋元事業者  
の撤退で4月から完全に人  
が足りなくなる」(山形県の  
ある市)との回答もあつた。

介護最大手のニチイ学館  
(東京)は展開する全国約  
1400の介護拠点のうち、約340カ所で請負を  
やめた。「重度の介護保険  
サービスに経営をシフトす  
る」として撤退も検討する。  
厚労省は「利用者に影響  
が生じないよう事業者を調  
整する必要がある。実態を  
踏まえ、自治体を支援した  
い」としている。

# 訪問介護多い人 チェック開始

介護保険で訪問介護（ホームヘルプ）の掃除や調理といったサービスを使う回数が全国平均を大幅に上回る場合、その人のケアプランが妥当かどうかを医師らがチェックするようになりました。今月分以降のプランが対象です。国は「『回数が多いから制限する』という趣旨ではない」と言いますが、現場では混乱もあるようです。

## ■ケアプランチェックの対象となる生活援助の利用回数（目安）

要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回

厚労省の手引から。回数は1カ月あたり。身体的介護の必要度が高まるほど、要介護4、5では、目安回数が要介護3よりも減る。

ケアプランは、自治体などが選んだ医師や作業療法士がチェックする。訪問介護の生活援助サービスを使う回数が厚生労働省が示した要介護度ごとの目安を超えると、プランを作った介護事業者が自治体に届け出で、医師ら専門家がプランをチェックする流れだ。専門家は現在のプランの妥当性を確かめ、利用者の自立支援や重度化防止について役立つプランがあれば、自治体や事業者に助言する。

チェックの導入は、生活援助サービスを月100回以上使っている人がいることを、財務省

## 「回数減らす」と誤解 現場で混乱も

が「使いすぎでは」と問題視したことを受けたものだ。厚労省は10月、自治体や専門家向けに、具体的な事例に基づく利用状況のチェックポイントなどを盛り込んだ手引をまとめた。ただ、その中で「一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではない」と注意喚起をしている。だが、介護現場では、この理解が不十分とみられる事態が起きている。

「10月から回数制限が始まるから、生活援助を1日1回に減らしましよう」。東京都内に住む会社員の男性は今春、近くで一人暮らしをする父親のケアマネジャーから連絡を受けた。80代の父親は重い糖尿病で要介護2。自分で食事を用意する

ことが難しく、ホームヘルパーに栄養バランスの取れた食事を毎日2回、朝と夕に作ってもらっている。父親はヘルパーが決まった時間に訪れることで生活リズムが整い、男性はヘルパー訪問が父親の見守りにもなっていると感じて安心できる。男性が生活援助の回数減に納得がいかないと伝えると、ケアマネから「自分の周りのケアマネは、すでに減らしているから」と言われた。自ら自治体などに問い合わせると、「回数を制限する必要はない」との回答があつたため、これまで通りのサービスを受けられている。

「ケアマネには利用者の生活を一番に考えてほしかった」と男性は振り返る。厚労省の担当者は「『利用回数が多い』『悪』ではない」と話す。チェックの目的について周知を図ることとしている。

(船崎桜)

2018年12月5日

衆議院 厚生労働委員会

立憲民主党 市民クラブ 尾辻かな子

出典 2018年10月19日 朝日新聞

# 低報酬介護利用1割

## 軽度者対象事業者参入進まず

### 本紙全国調査

介護保険制度の訪問・通所介護で、介護の必要度が最も軽い要支援1、2(軽度者)に対し、市町村が実施する新方式の利用率が、政令市など主要140自治体で約1割にとどまることが毎日新聞の全国調査で明らかになった。報酬が低いため

事業者参入が乏しく、人材育成も進まず、体制が未整備だ。厚生労働省は「助け合う地域作り」のため新方式を始めたが、財務省は費用を抑え、介護の人材不足に備えるため5月、訪問・通所介護を使う全軽度者(約102万人)を新方式に移し、より重度の要介護1、2(約135万人)も移すことを来年度末までに決める案をまとめた。受け皿のない移行は見直しが求められる。(3面にクローズアップ)

政令市、東京23区、中核市など主要140自治体にした。新方式の訪問、通所利用者数を聞き、新方式に

取り組む直前の利用者数で割り「利用率」とした。

その結果、訪問介護(有

効回答の97自治体)の利用率は平均13・8%。通所介護(同77自治体)は平均11・2%。訪問・通所介護全体で新方式前の利用者計40万人に対し、新方式の利用者は約3万7000人。従来に比べ報酬は8割に至

らず、事業者は1・3割しか参入していない。大手は新方式から撤退、中小も受け入れを制限する例があった。利用者の大半は従来報酬の介護を継続して受けている。

新方式の低報酬介護は、2025年に約33万人と見込まれる介護の担い手不足に備え、地域での「自助・共助」の助け合いに期待して、厚生労働省が主導し主な自治体が15年度から順次導入している。訪問介護では、簡単な研修を受けた高齢者ら地域住民が掃除や調理、買い物などの「生活援助」を担う。だが名古屋市など26自治体の追跡調査では研修了者は平均23・4%

【斎藤義彦、稻田佳代】

### 制度停滞明白

介護保険に詳しい結城康博・淑徳大教授の話。調査で低報酬設定の制度の停滞は明白で、現状は失敗だ。要介護1、2の生活援助などをこの制度に移す財務省の主張はほぼ無理。抜本的な見直しが必要だ。



# 介護入門研修、16都府県のみ

中高年ら対象に4月導入

2018/10/28 16:56

©一般社団法人共同通信社

介護の人手不足対策の一環で、経験のない中高年らを介護職場に呼び込もうと厚生労働省が自治体に要請している「入門的研修」を来年3月までに開催するのは47都道府県のうち16都府県にとどまることが28日、分かった。介護職に関心を持つてもらい就労の促進を図ろうと4月に導入されたものの出足は低調だ。安倍政権は外国人労働者の受け入れ拡大と同時に国内人材の確保にも力を入れるが、思惑通りに進まない実態が浮き彫りになった形だ。

研修は、介護サービスの内容や認知症予防に役立つ体操を学ぶ基礎講座と、入浴や食事といった生活支援の基本的な方法や認知症の症状を理解する入門講座で構成。

This kiji is produced by 共同通信

2018年12月5日  
衆議院 厚生労働委員会  
立憲民主党 市民クラブ 尾辻かな子  
出典 2018年10月28日 共同通信